



三重県公報

平成22年4月13日（火）

第 2179 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
228	包括外部監査契約を締結した旨	(経 営 総 務 室)	2
229	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 社 会 室)	2
230	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	3
231	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	3
232	介護保険法の規定による介護老人保健施設の許可	(同)	4
233	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定	(水 産 経 営 室)	4
234	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 振 興 室)	5
235	保安林の指定をする予定である旨の通知	(森 林 保 全 室)	6
236	同件	(同)	6
237	同件	(同)	7
238	同件	(同)	7
239	同件	(同)	8
240	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(同)	8
241	二級河川の指定の変更	(維 持 管 理 室)	9
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・N PO室)	9
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	9
	同件	(同)	10
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 室)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	12
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 室)	12
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(危機管理総務室)	13

告 示

三重県告示第 228 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成 22 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 水野 信勝
住所 愛知県名古屋市天白区表山三丁目 15 番地の 6
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払をすることができる。

三重県告示第 229 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470503158	しおりの里デイサービスセンター	津市野田 2035 番地 2	社会福祉法人寿泉会	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護
2470503166	くりまのさと	津市栗真町屋町 1557 番	特定非営利活動法人 21 健康生きがいネットワーク	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護
2470503174	デイサービス・夢	津市高茶屋 6 丁目 10 番 14 号	株式会社 リエゾン	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護
2470203072	小山田特別養護老人ホーム サテライト常磐	四日市市城西町 13 番 45 号	社会福祉法人 青山里会	平成 22 年 4 月 1 日	短期入所生活介護
2470203080	小山田特別養護老人ホーム サテライト川島	四日市市川島町字別山 4037	社会福祉法人 青山里会	平成 22 年 4 月 1 日	短期入所生活介護
2470203098	プロス陽光苑デイサービスセンター	四日市市波木町字長坂 1168-4	株式会社プロス	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護
2470203106	訪問介護 咲楽	四日市市采女町字春雨 3210-12	株式会社 咲楽	平成 22 年 4 月 1 日	訪問介護
2470801347	デイサービス えにし	伊勢市中島 2 丁目 21 番 5 号	株式会社 ピースフル	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護
2470701844	セントケア松阪	松阪市川井町 872-6	セントケア三重株式会社	平成 22 年 4 月 1 日	訪問介護
2470701869	倶楽部 ぱすとらる	松阪市大口町 98 番地	有限会社パストラル	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護
2471400370	J A いなべ癒いの里デイサービスセンター	いなべ市藤原町石川 953-1	みえいなべ農業協同組合	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護
2471200820	ウエストケアサービス	伊賀市中女生 1240 番地 西條ビル内	株式会社オーヴェスト	平成 22 年 4 月 1 日	訪問介護

2461290054	訪問看護ステーション リハビリ倶楽部	伊賀市寺田 1332 番地	有限会社 メディウェル	平成 22 年 4 月 1 日	訪問看護
2472100664	あいわ訪問介護事業所	員弁郡東員町城山二丁目 30 番 6	愛和十光 株式会社	平成 22 年 4 月 1 日	訪問介護
2462790060	たんぼ訪問看護ステーション	多気郡多気町井内林 251-4	有限会社 たんぼぼ	平成 22 年 4 月 1 日	訪問看護
2472801139	通所介護おいないさざら	度会郡南伊勢町礪浦 45 番地	一般社団法人 おいないさざら	平成 22 年 4 月 1 日	通所介護

三重県告示第 230 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470503182	フレンドリー指定居宅介護支援事業所	津市愛宕町 20	特定非営利活動法人共同連三重	平成 22 年 4 月 1 日	居宅介護支援
2470701851	居宅介護支援事業所 松阪天啓苑	松阪市高須町 3460 番 17	社会福祉法人育心会	平成 22 年 4 月 1 日	居宅介護支援
2471300729	ケアプランセンター ファボール舘	名張市つつじが丘北 4 番町 184 番地	特定非営利活動法人和嬉会愛	平成 22 年 4 月 1 日	居宅介護支援
2471200838	居宅介護支援事業所 伊賀さくら苑	伊賀市円徳院 324 番地 1	医療法人鳳林会	平成 22 年 4 月 1 日	居宅介護支援

三重県告示第 231 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470503158	しおりの里デイサービスセンター	津市野田 2035 番地 2	社会福祉法人寿泉会	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所介護
2470503166	くりまのさと	津市栗真町屋町 1557 番	特定非営利活動法人 21 健康生きがいネットワーク	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所介護
2470503174	デイサービス・夢	津市高茶屋 6 丁目 10 番 14 号	株式会社 リエゾン	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所介護
2470203072	小山田特別養護老人ホーム サテライト常磐	四日市市城西町 13 番 45 号	社会福祉法人 青山里会	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
2470203080	小山田特別養護老人ホーム サテライト川島	四日市市川島町字別山 4037	社会福祉法人 青山里会	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
2470203098	プロス陽光苑デイサービスセンター	四日市市波木町字長坂 1168-4	株式会社プロス	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所介護
2470203106	訪問介護 咲楽	四日市市采女町字春雨 3210-12	株式会社 咲楽	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問介護
2470801347	デイサービス えにし	伊勢市中島 2 丁目 21 番 5 号	株式会社 ビースフル	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所介護
2470701844	セントケア松阪	松阪市川井町 872-6	セントケア三重株式会社	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問介護
2470701869	倶楽部 ぱすとらる	松阪市大口町 98 番地	有限会社パストラル	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所介護

2470302023	茶話本舗 鈴鹿小田町 デイサービスセンター	鈴鹿市小田町 1174-191	介護ジャパン三重株式 会社	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所 介護
2470302064	さと和デイサービスセ ンター鈴鹿	鈴鹿市鈴鹿ハイツ 5-27	有限会社安寿	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所 介護
2471000089	介護予防ショートステ イスバル台	尾鷲市南浦 4587 番地の 4	社会福祉法人 長茂会	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防短期 入所生活介護
2471000261	介護予防ショートステ イサンライフ	尾鷲市南浦古里の上 4689 番地 1	社会福祉法人 長茂会	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防短期 入所生活介護
2471400370	J A いなべ癒いの里デ イサービスセンター	いなべ市藤原町石川 953-1	みえいなべ農業協同組 合	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所 介護
2471200820	ウエストケアサービス	三重県伊賀市中友生 1240 番地 西條ビル内	株式会社オーヴェスト	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問 介護
2461290054	訪問看護ステーション リハビリ倶楽部	三重県伊賀市寺田 1332 番地	有限会社 メディウェ ル	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問 看護
2472100664	あいわ訪問介護事業所	三重県員弁郡東員町城 山二丁目 30 番 6	愛和十光 株式会社	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問 介護
2462790060	たんぼ訪問看護ステ ーション	三重県多気郡多気町井 内林 251-4	有限会社 たんぼぼ	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防訪問 看護
2472801139	通所介護おいさないさ ざら	三重県度会郡南伊勢町 礪浦 45 番地	一般社団法人 おいな いさざら	平成 22 年 4 月 1 日	介護予防通所 介護

三重県告示第 232 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を許可しました。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

介護保険 事業所番号	事業所名	事業所の所在地	申請（開設）者名	申請（開設） 者の主たる事 務所の所在地	申請（開設） 者の代表者 氏 名	指 定 年 月 日	入 所 定 員
2451280040	介護老人保健施設 伊賀さくら苑	伊賀市円徳院 324 番地 1	医療法人 鳳林会	津市榊原町 5630 番地	前田 章	平成 22 年 4 月 1 日	90

三重県告示第 233 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により区域及び区分を次のとおり定めます。

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 14 年三重県告示第 750 号）は廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

区 域	区 分
白浦区域 （三重外湾漁業協同組合のうち 白浦の地区）	① 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ④ ①、②、③及びいわし定置漁業以外の漁業
島勝区域 （三重外湾漁業協同組合のうち 島勝の地区）	① 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ② 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ④ ①、②、③及び雑魚定置漁業以外の漁業
矢口浦区域 （三重外湾漁業協同組合のうち 矢口浦の地区）	① 小型沿岸釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ② ①以外の漁業

引本区域 (三重外湾漁業協同組合のうち引本の地区)	① 小型雑一本釣り漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業) ② 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ③ 小型沿岸釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業) ④ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。) ⑤ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業(総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。) ⑥ いわし定置漁業及びその他の定置漁業(共同漁業権の内容である定置漁業をいう。) ⑦ ①、②、③、④、⑤及び⑥以外の漁業
桂城湾南区域 (三重外湾漁業協同組合のうち白浦及び島勝の地区)	いわし定置漁業及び雑魚定置漁業

三重県告示第 234 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

お宝市番館 三重本店
桑名市大字大仲新田字屋敷前 383-2 外 38 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	小売業者名	住所	代表者氏名
変更前	株式会社雑貨屋ブルドック	静岡県浜松市平口 5228 番地	久留米 唯人
変更後	株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	米田 幸正

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イーグル	午前 10 時	午前 3 時
株式会社雑貨屋ブルドッグ	午前 11 時	午後 10 時

変更後

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イーグル	変更なし	
株式会社スギ薬局	午前 10 時	午後 10 時

3 変更年月日

平成 22 年 5 月 5 日

4 変更する理由

テナントの入替えに伴う営業機会の拡大のため

5 届出の日

平成 22 年 4 月 1 日

- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 22 年 4 月 13 日から同年 8 月 13 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 235 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
津市産品字三年作 910、914、915 の 1、915 の 2、917 の 1、917 の 2、918 の 1、918 の 2、918 の 3、919 の 2、920 の 1、920 の 2、920 の 3、922 の 1、922 の 2、922 の 3、925、926、927、928 の 1、928 の 2、928 の 4、929 の 1、929 の 2、929 の 3、929 の 5、929 の 7、930 の 1、931 の 1、932、933、934、935、935 の 1、936、936 の 1、937、938、939、939 の 1、940、940 の 1、940 の 2、940 の 4、940 の 6、940 の 8、941、942 の 1、942 の 2、942 の 4、942 の 5、954 の 1、954 の 3、958 の 1、959 の 1、960 の 1、961 の 1、961 の 3、963、964 の 1、966 の 1、966 の 3、975、977 の 1、977 の 2、977 の 5、977 の 6、978、979、980、981、982、983、984、986、987、987 の 1、987 の 2、987 の 3、988、字大石 1003 の 2、1004 の 1、1022、1022 の 1、1028、1030
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字三年作 922 の 3・925・926・927・935・935 の 1・936・936 の 1・939 の 1・940・940 の 1・940 の 8・941・942 の 1・960 の 1・961 の 1・961 の 3・963・964 の 1・966 の 1・978・979・980・981・982・983・字大石 1030（以上 27 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 236 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市紀和町小栗須字大峯 360 の 1、360 の 9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大峯 360 の 1・360 の 9（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 237 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
度会郡南伊勢町伊勢路字梅ノ木谷 3534 の 3（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 238 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 第 1
 - 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市五郷町和田字盛 268、字下平 490、491、字ボヲノ 525、526、字大黒山 595 の 1
 - 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 第 2
 - 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市五郷町大井谷字奥日裏 98、字栞山 183、字里陰地 193、228
 - 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 239 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第 1 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町湯谷字みかさ山 102 の 4、字ノタ峪 118、字中坪 207 から 211 まで、211 の 1、212、284、字シユケ 236、字地藏兼 315

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町湯谷字滝谷 29 から 31 まで、字サル原 36 の 2、字弓場上 39、41、字松葉坪 43 の 1、46、55、75 の 1、字弓場高 56、字木屋ノ口 66、67 の 1（次の図に示す部分に限る。）、字片枝滝 111 の 1、112、112 の 1、字ノタ峪 113 から 115 まで、字小筒坪 198 の 3、字シユケ 228、255、字大栗 243 の 1、244 から 246 まで、字瀬戸本坪 338、343 の 1、424、424 の 1、424 の 4

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 240 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字原 604 の 2、607 の 3、607 の 8、608 の 4、612 の 20、612 の 21
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 241 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 5 条第 1 項の規定による二級河川の指定について、次のとおり改めます。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

水系名	河川名	区分	区間		
			上流端	下流端	
海蔵川	竹谷川	変更	旧	左岸 三重郡菰野町大字下村字八反田 1792 の 2 番地先（中堀橋） 右岸 同町大字吉沢字杉本 25 の 1 番地先	海蔵川への合流点
			新	三重郡菰野町大字音羽字小池 444 番地先の県道橋（中堀橋）	海蔵川への合流点

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 22 年 6 月 1 日まで縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 22 年 4 月 1 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人おれんじ
 - (2) 代表者の氏名
山口 令史
 - (3) 主たる事務所の所在地
名張市百合が丘東 9 番町 134 番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする人々に対して、福祉や、生活に関する事業を行い、全ての人がいっまでも自分らしく誇りと尊厳を持ちながら安心して暮らしていく事の出来る地域社会の創設に努め、もって福祉の向上及び社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 22 年 6 月 1 日まで縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 22 年 4 月 1 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人研鑽科学研究所
 - (2) 代表者の氏名
小野 雅司
 - (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市阿古曾町 26 番 10 号エスポア 3D
 - (4) 定款に記載された目的
本会は、科学的分析・哲学的考察により本質を探っていく研鑽方式を用いて、人間や社会の研究を基礎として、総ての人に通ずる幸福な人生と快適な社会を解明し、その実現方式を考案・実験し、また実現をはかることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 22 年 6 月 1 日まで縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 22 年 4 月 1 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人研鑽ライフセンター
 - (2) 代表者の氏名
白川 弘
 - (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市算所町 1244 番地
 - (4) 定款に記載された目的
本会は、人間本来のあり方を究明する一方、その本来性に適応して快適に生きていくための各自の研究機会が適宜得られるための、連絡・調整・実施機関として、すべての人が幸福な人生を送ることができる世界の実現に寄与することを目的とする。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 22 年 3 月 26 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業地域
多気郡大台町及び度会郡大紀町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 22 年 3 月 26 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 22 年 4 月 13 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、尾鷲市及び亀山市

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が平成22年3月26日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成22年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

基本測量（地理識別子整備業務）

2 作業地域

津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、尾鷲市及び亀山市

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が平成22年3月31日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成22年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

2 作業地域

県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が平成22年3月31日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成22年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

2 作業地域

四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成21年10月2日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成22年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

多気郡大台町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成22年2月5日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成22年4月13日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

多気郡大台町佐原地区、菅合滝広地区及び大ヶ所地区

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成22年1月27日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成22年4月13日

三重県知事 野呂昭彦

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域
松阪市与原町地区、飯福田地区及び中郷地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成22年4月13日

三重県知事 野呂昭彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年 3月16日	松阪市中万町字荒木296-4ほか1筆	松阪市上川町3724-9 青木拓
平成22年 3月17日	伊賀市円徳院字古屋敷324-1	津市榑原町5630 医療法人鳳林会 理事長 前田章
平成22年 3月18日	松阪市大足町字五反田701-1ほか16筆	松阪市下蛸路町字里中409-1 社会福祉法人さくら福祉会 理事長 久野美文
平成22年 3月18日	桑名市長島町殿名字大田594-3ほか4筆	桑名市長島町又木51-3 三重長島農業協同組合 代表者 安井直實
平成22年 3月19日	伊勢市神田久志本町字男松740-1 〃 黒瀬町字名越32の一部	伊勢市神久6丁目6-11 森田幸一
平成22年 3月19日	度会郡玉城町勝田字池下5214-5	松阪市上川町大西山2500 株式会社アドウェル 代表取締役 三宅弘
平成22年 3月19日	松阪市甚目町字南浦612	松阪市甚目町577 竹内昭剛
平成22年 3月19日	松阪市駅部田町字有重596ほか	松阪市駅部田町1527 木地美枝
平成22年 3月24日	伊勢市神田久志本町字西万条972-3 〃 〃 字神田前830-4ほか1筆	伊勢市神久4丁目8-18 小西靖郎
平成22年 3月24日	松阪市嬉野上野町字焼野1304-1の一部ほか3筆の一部	津市高茶屋小森町瓦ヶ野4152 社会福祉法人洗心福祉会 理事長 山田俊郎
平成22年 3月24日	三重郡川越町大字北福崎字宮下397	三重郡川越町大字南福崎88 松岡正克
平成22年 3月25日	伊賀市法花字大沢1072-4ほか2筆 〃 大野木字喜撰戸2126-4 〃 伊賀市大内字小廻り317-2ほか3筆	大阪府大阪市都島区大東町2丁目3-20 株式会社あさひ 代表取締役社長 下田進
平成22年 3月25日	松阪市下村町字苗張642-1ほか6筆ほか 〃 垣鼻町字上徳和1425-1ほか1筆の一部	松阪市日野町563-2 稲葉不動産 稲葉米
平成22年 3月26日	三重郡川越町大字豊田字宮田39-3ほか1筆	三重郡川越町大字豊田1004 陣田勝利
平成22年 3月29日	松阪市駅部田町字笠田814	松阪市駅部田町1581-2 西山勉
平成22年 3月30日	松阪市中林町字荒木437-1ほか1筆、443-1ほか1筆の一部ほか	松阪市高町201-2 株式会社モリハウス建設 代表取締役 田畑守則
平成22年 3月30日	三重郡菰野町大字菰野字波遠見729-4ほか4筆	三重郡菰野町大字菰野740 谷田秀幸

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成22年4月13日

三重県知事 野呂昭彦

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成21～24年度 三重県消防学校清掃業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 三重県鈴鹿市石薬師町452番地
三重県消防学校総務課 |
| 3 | 落札決定日 | 平成22年3月1日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市丸之内24番16号
タカノ商事株式会社 代表取締役 赤塚 高之 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 35,580,000円
契約金額 37,359,000円 |
| 6 | 決定手続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成22年1月15日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
